

第88回

ファルクラム 租税法研究会

スタンダードゼミ

令和2年**11月28日**(土)
15:30～17:30

マスク
着用!

第1部・第2部共通

損失が生じている期限後申告書の提出時期

— 「決定があるまで」 申告できるか？

会場 **ハロー貸会議室 神田淡路町** (MAP)

講師 **酒井克彦** (ファルクラム代表・中央大学法科大学院教授)

事案 **千葉地裁平成30年1月16日判決** (判例集未登録)

参加費 **一般 33,000円** (税込)

会員 無料 (1事務所につき2名まで)

お願い **マスク着用のほか、入口にご用意しておりますアルコール消毒と検温にご協力下さいませ。**

ご案内 **お試し参加無料** (1事務所につき1回のみ)

本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です(認定を保证するものではありません)。

お申込URL/QRコード

<http://bit.ly/88s-yes>



来年令和3年は、平成23年の国税通則法の大改正から10年の節目を迎えます。同改正は、税務調査手続の明確化や処分理由附記の充実を図り注目を浴びました。従来通達や事務運営指針によって整理されてきた税務調査のいくつかの手続について、国税通則法が明文の規定を用意したものと見なす観点からは概ね支持される改正だったと評価できましよう。

さて、今回は、損失が生じている場合の期限後申告書をいつまで提出できるかが争われた事例を取り上げます。国税通則法18条《期限後申告》の文理によれば「決定があるまで」はいつまででも提出することもできそうですが、他方、国税徴収権の消滅時効との関係から自ずと5年に制限されるとの見解もあり得ましよう。なお、修正申告・更正の請求・増額減額更正の期間を「5年」に統一したのも平成23年の国税通則法改正です。

来年で大改正から10年を迎える国税通則法ですが、年月を経るにつれて注目すべき租税訴訟が散見されつつあるように見受けられます。今回取り上げる事案、千葉地裁平成30年1月16日判決は、上記論点のほか、そもそも「調査」とは何か、調査終了時の修正申告の勧奨と説明義務、加算税の賦課に係る「更正決定の予知」などが争われており、10年の節目を前に論点の総整理として是非確認しておきたい事例です。



東京都千代田区神田
司町2-6荒木ビル7階
丸ノ内線淡路町駅A2・
都営新宿線小川町駅
A4: 徒歩3分、JR神田
駅北口・銀座線神田駅5
番: 徒歩5分

会員募集案内

租税法研究会(ゼミコース)は大学院のゼミのようなスタイルで、会員による裁判例の発表を基に講師の酒井教授を交えてグループディスカッションをしながら最新の税務や重要裁判例を習得し、実務に通じるアウトプットを図る研究会です。条文や判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインド力の上昇を目指します。

- ・租税法研究会の無料参加:
年8回開催・欠席時は当日映像配信
 - ・公開セミナーの無料参加:
年2回開催
 - ・酒井教授の学習用動画配信(年12回)
 - ・会費
初回登録料:5万円(税込)
月会費:1万5千円(税込)
- その他のコースとしてWeb形式のレクチャーコースや、租税法入門講座ブレップ・ファルクラムなど多数の講座があります。

通信ファルクラム会員募集

租税法研究会をWebまたはDVDで受講する通信制度です。詳細は事務局までお問い合わせください。

左記、学習用動画もご覧いただけます。

Web会員 初回登録料:1万円 月会費:5万円(税込)

DVD会員 初回登録料:5万円 月会費:1万5千円(税込)

次回のご案内 第89回スタンダードゼミ

日時 **令和2年12月12日(土)15:30～17:30**

会場 **ハロー貸会議室神保町**

テーマ **未定**

詳細が決まり次第ご案内致します。

一般社団法人ファルクラム

東京都世田谷区松原1-20-14-103 Tel 03-6304-7491 FAX 03-6632-7480

HP <http://fulcrumtax.net> E-mail jimu@ful-crum.info



ファルクラムでは新型コロナウイルス感染防止策として、十分な換気と座席間隔確保を徹底するほか、会場入口でのアルコール消毒と検温を実施しています。安全な研究会開催のため、皆さまにおかれましてもマスク着用のご協力をお願い申し上げます。また、コロナ情勢に応じて研究会の日程や会場等を急遽変更する場合がございますので、HP等のご確認も重ねてお願い致します。